

申請に必要な書類一覧（リース会社）

書 類	詳 細	様 式
□ 1 補助金交付申請書	-	自様式第1号
□ 2 申請者（リース会社）を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し ○役員名簿 	(役員名簿) 自様式第7号
□ 3 リース使用者を確認する書類	<p><個人の場合> ※両書類とも提出必須</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民票の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内で、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） ○運転免許証の写し（住所変更等の記載事項がある場合は裏面も必要） <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民票の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内で、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） ○補助対象車両の使用の本拠地が住民票の住所と異なる事務所である場合は、事務所の住所がわかる資料 <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内であるもの） ○役員名簿 【法人の役員又は従業員が補助対象車両の使用となる場合】 ○法人と使用者の関係性がわかる書類（社員証、保険証等） 【申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合】 ○法人と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる書類（会社パンフレット等） 	(役員名簿) 自様式第7号
□ 4 購入者、購入車両及び購入価格等が確認できる書類	○注文書、契約書、請求書等の写し	-
□ 5 補助対象車両を確認する書類	○自動車検査証の写し。ただし、自動車検査証が電子化している場合は、自動車検査証記録事項の写し	-
□ 6 車両代金の支払いを確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○領収書、振込金受取書等の写し ※宛名（申請者名）、金額、購入車両名、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの <p>【所有権留付付ローンを利用して購入した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○領収書の写し ※領収書の発行がない場合は、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等の写し ※車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛てであること ※申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること 	-
□ 7 リース契約の内容を確認する書類	○リース契約書（賃貸借契約書）の写し	-
□ 8 リース料金を確認する書類	○貸与料金の算定根拠明細書	自様式第8号
□ 9 市税に係る徴収金に滞納がないことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し（申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの） ※交付申請書の中で、市税等の課税状況及び納税状況の照会が行われることについて同意する場合は提出不要 	-
□ 10 補助金の振込先の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ○通帳等の写し ※金融機関名・店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかるもの 	-
□ 11 下取車がある場合に提出する書類	<p><下取車の価格を購入金額の全てに充当し、6の領収書等の写しが提出できない場合のみ提出></p> <ul style="list-style-type: none"> ○下取車入庫証明書 ※査定士が適正下取価格であることを認めたもの 	自様式第9号
□ 12 要綱第8条第4項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○再エネ電力利用による追加交付申請書 ○電力契約書もしくは利用明細書（申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの）の写し ※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること 	自様式第10号

1～10は必須。11、12は、該当する場合のみ。